後援等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福祉の向上・振興・啓発・普及等のために、各種団体等（以下「団体等」という。）が行う事業に対して、市社会福祉協議会が、共催、後援又は協賛（以下「後援等」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　共催　事業の企画又は運営に参加し、事業を他の団体等と共同して実施するもの

⑵　後援　事業の趣旨に賛同し、企画、運営等への助言、指導等を含め事業の推進を援助するもの

⑶　協賛　事業の趣旨に賛同するもの

（承認の要件）

第３条　協議会長は、後援等の申請があったときは、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認められるときは、これを承認することができる。

⑴　事業の目的、内容等が福祉の向上に寄与するもので、協議会がその行事を推進又は援助することが適当なもの

⑵　公序良俗に反しないもの

⑶　宗教的又は政治的活動を目的としないもの

⑷　営利又は商業的行為を目的としないもの

⑸　団体等の設立目的及び活動内容が公益に反しないもの

⑹　団体等は、堅実な活動実績を有し、事業の遂行の意思と能力が十分にあるもの

⑺　実施時期及び方法が適切で、かつ事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する十分な措置が講じられていること。

⑻　入場料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であるもの

２　前項の規定にかかわらず、協議会長が不適当と認めるときは不承認とする。

（申請の手続）

第４条　後援等の承認を受けようとする団体等は、事業を実施する１か月前までに、後援等承認申請書（第１号様式）を協議会に提出しなければならない。なお、初めて後援等承認申請をする場合は、団体等調査書（第２号様式）を提出しなければならない。

（承認）

第５条　前条の申請書を受理したときは、当該事業に係る後援等の承認の可否について審査し、その結果

　を後援等承認・不承認書（第３号様式）により団体等に通知するものとする。

（承認の条件）

第６条　後援等を承認するにあたり、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

⑴　承認期間は、承認した日から当該事業の終了日までとする。

⑵　後援等を表示した印刷物等を作成する場合、団体等は事前にその原稿を協議会に提出すること。

⑶　承認後において、目的、内容等に変更が生じたときは、直ちに協議会に届け出て必要な指示を受けなければならない。

⑷　事業終了後、１か月以内に事業報告書（第４号様式）を提出すること。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に協議会長が定める。

附　則

この要綱は、令和２年 ７月 １日から施行する。